

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年11月6日認可した。

平成19年11月16日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
香川町南部土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）下井出地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池台地区